様式第二の第一表の項目別明細表(3)損害保険料の表の次に次のように加える。

［原子力損害賠償資金補助法―一般負担金］　（単位：千円）

項目	至近実績			年度	原価算定期間	算定根拠	備考
	年度	年度	年度実績見込額				
原子力損害賠償資金補助法―一般負担金							

別表第一の第一表損害保険料の期間原価等項目の次に次のように加える。

原子力損害賠償資金補助法―一般負担金	原子力損害賠償資金補助法―一般負担金	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（平成26年法律第133号）第4条第1項の一般負担金を整理する。

（一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正）

第十条　一般電気事業部門別収支計算規則（平成十八年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の4.(8)中「地帯間購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益」を加える。

別表第一の4.(9)に次のように加える。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、地帯間購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、地帯間販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）を、送電・高圧配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

第十一条　一般電気事業部門別収支計算規則の一部を次のように改正する。

別表第一の6.及び別表第二の6.中「(法人税」の下に「、地方法人税」を加える。

第十二条　一般電気事業部門別収支計算規則の一部を次のように改正する。

別表第一の3.(1)及び別表第二の3.(1)中

「

使用済燃料再処理等準備費	—一般需要・特定規模需要外部門
原賠・廃炉等支援機構特別負担金	—一般需要・特定規模需要外部門
使用済燃料再処理等準備	—一般需要・特定規模需要外部門
原子力損害賠償資金補助法特別負担金	—一般需要・特定規模需要外部門
原賠・廃炉等支援機構特別負担金	—一般需要・特定規模需要外部門

」を

「

に

」

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条、第四条、第六条、第八条及び第十一条の規定並びに次条第二項及び附則第四条第二項の規定　平成二十七年四月一日

二　第三条、第五条、第七条、第九条及び第十二条の規定並びに次条第三項、附則第三条及び第四条第三項の規定　原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）の施行の日

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、平成二十七年一月一日以後の会計整理について適用し、同日前の会計整理については、なお従前の例による。

2　第二条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

3　第三条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業年度分の会計整理について適用する。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第五条の規定による改正後の一般電気事業供給約款料金算定規則第八条第二項第一号に規定する原子力損害賠償資金補助法一般負担金に係る一般電気事業部門別収支計算規則別表第一の4.(9)の規定の適用については、第五条の規定の施行の日以後電気事業法第十九条第一項の認可を受け、又は同条第四項の規定により届け出るまでの間、送電・高圧配電非関連固定費用に配分することにより整理するものとする。

（一般電気事業部門別収支計算規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第十条の規定による改正後の一般電気事業部門別収支計算規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について適用する。

2　第十一条の規定による改正後の一般電気事業部門別収支計算規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について適用する。

3　第十二条の規定による改正後の一般電気事業部門別収支計算規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について適用する。

○経済産業省令第二十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の二十九において準用する第二十七条の三の規定を実施するため、原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令

原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「対象電気事業者」を「対象発電事業者」に、「電気事業者を」を「発電事業者を」に改める。

第二条第一項中「対象電気事業者」を「対象発電事業者」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　対象発電事業者は、合併若しくは分割により特定原子力発電施設を承継させようとする場合又は特定原子力発電施設を譲り渡そうとする場合には、当該合併若しくは分割又は譲渡しの日の前日が属する事業年度においては、同日における当該特定原子力発電施設に係る総見積額を定め、同日までに経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、同日が事業年度終了の日である場合は、この限りでない。

第二条の二第一項中「対象電気事業者」を「対象発電事業者」に、「第九条第一項」を「第二十七条の二十七第三項」に改め、同条第二項及び第四項中「対象電気事業者」を「対象発電事業者」に改める。